

和歌山県立和歌山交通公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

1. 募集目的

命名権（ネーミングライツ）とは、施設等に企業名や商品名等を含んだ愛称を命名する権利のことをいいます。

和歌山県では、命名権者（ネーミングライツ・パートナー）との協働のもとに、県有施設を有効に活用することにより、県の新たな歳入の確保と施設サービスの維持・向上を図ることを目的とし、次の施設について、愛称の命名権者を募集します。

2. 対象施設

施設名	和歌山県立和歌山交通公園
所在地	和歌山県和歌山市西 18-1
施設概要	別紙「対象施設概要」のとおり
ホームページ	https://www.wtsa.jp/pages/39/

3. 募集概要

（1）命名権の内容

対象施設に企業名や商品名等を含んだ愛称を付けることができます。

なお、愛称を命名する権利であり、和歌山県都市公園条例（昭和 34 年 7 月 16 日条例第 32 号）に規定する施設名称を変更するものではありません。

（2）募集条件

①命名権料等

命名権料	・年額 100 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む）を希望します。
愛称の使用期間	・令和 9 年 4 月 1 日から 3 年以上、5 年以内とします。 ・使用期間は年単位とします。
命名条件	・愛称に「交通 ^(※) 」の単語を含めたうえで、「公園」又は「パーク」などその施設が公園とイメージできるものとする。 ※漢字に限られるものでない（表記は自由） ・和歌山県広告事業要綱（平成 18 年制定）及び和歌山県広告事業掲載基準（平成 18 年制定）を遵守すること。 ・利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中における愛称の変更はできません。 ・県が作成する印刷物やホームページ等において、当該公園の名称を表示する際は原則として愛称を用いますが、愛称とともに条例上の施設名称を括弧書きで併記させていただくことがあります。
命名権料の納付	・年度毎に一括払いにより納付するものとし、納付期限は毎年 4 月末までとします。なお、初年度については、県が指定する日までに納付してください。 ・その他詳細は、県と協議の上決定するものとします。

②命名権者への特典

- ・当初の契約期間満了後、契約更新を希望する場合は、優先交渉権を付与します。
- ・その他対象施設使用に関する特典については、応募者からの提案を可能とし、別途県及び指定管理者と協議

の上決定するものとします。なお、提案内容によっては、ご希望に添えない場合があります。

③愛称表示に伴う費用負担等

・愛称表示に伴う費用負担等は下表のとおりとし、命名権者の負担となるものについては、命名権料とは別に負担いただきます。

区分	費用負担	施工	備考
敷地内への看板等の新設、新設看板等の維持管理	命名権者	命名権者	新設の可否や設置場所は協議の上、決定します
敷地内外看板等（既設看板や道路案内板等）の表示変更	命名権者	別途協議	県が管理者として設置したものに限りです
愛称使用期間終了後の原状回復	命名権者	別途協議	
県の印刷物や県のホームページの表示変更	県	県	原則として新規作成分を対象とし、変更可能なものについては随時対応していくこととします

- ※1 県が設置する看板や印刷物、ホームページの表示変更は、変更可能な表示について行うこととします。なお、施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途協議の上、決定するものとします。また、愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、命名権料及び使用期間に変更はありません。
- ※2 県が設置する道路案内看板の表示を変更する場合は、当該施設が表示されている全ての道路案内看板の表示を変更してください。
- ※3 屋外広告物条例等の法令の規定に基づき必要となる手続きや、県以外の主体が設置する道路案内看板等の表示変更に係る手続きについては、命名権者が関係機関と協議の上、ご対応いただくこととなりますのでご注意ください。
- ・上記以外に愛称表示に伴う費用が新たに生じた場合には、県と協議の上、決定するものとします。

④応募資格要件

次の要件を満たす法人又は法人により構成されたグループ（以下「法人等」といいます。）が応募いただけます。

- ア 和歌山県広告事業掲載基準の2に規定する規制業種又は業者に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- エ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年3月16日和歌山県条例第23号）第2条第1項に掲げる暴力団に該当しない者であること。
- オ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- カ 国税又は地方税について滞納している者でないこと。

4. 申込方法

(1) 受付期間

令和8年10月6日（火）午前10時から同年12月4日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

- ・書類の提出方法は、郵送又は持参とします。
- ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録の残る方法により郵送してください。
- ・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）とします。

(3) 提出書類

・申込に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 申込書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 役員等に関する調書（様式3）
 - ④ 法人等の概要（定款、規約又はこれらに類する書類等）
 - ⑤ 申込の日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人等の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書その他法人等の業務の内容を明らかにする書類
 - ⑥ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
 - ⑦ 国税及び地方税について滞納がないことの証明書
 - ⑧ 和歌山県内における交通関係の地域貢献活動の実績及び今後の計画を示す書類（任意様式）
- ・提出書類⑥及び⑦は、申込書の提出日において発行から3か月以内のものを提出してください。
 - ・提出書類は正本1部、副本1部を、①から⑧の順にそれぞれA4版のファイルに綴り提出してください。
なお、副本は写しで構いません。

(4) 提出先

和歌山県環境生活部生活局県民生活課生活安全班

住 所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電 話 073-441-2350 / F A X 073-433-1771

メール e0313001@pref.wakayama.lg.jp

(5) 質問の受付

募集要項に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年11月20日（金）午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- ② 受付方法 質問票（様式4）に記入の上、(4) 提出先まで電子メール又はFAXにより提出してください。なお、提出後は必ず電話連絡により到着確認を行ってください。
- ③ 回答予定 質問に対する回答は随時、和歌山県環境生活部生活局県民生活課ホームページへの掲載により公表します。

(6) その他申込に当たっての留意事項

- ・申込に要する経費は全て応募者の負担とします。
- ・提出された書類はお返しできません。

- ・提出された書類は選定過程で必要に応じ複写します。
- ・提出された書類は和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）の規定に基づき開示することがあります。
- ・広告代理店を通じての申込も可能とします。ただし、この場合、委任状（任意様式）を併せて提出してください。また、県から広告代理店に対して手数料を支払うものではありません。

5. 選定方法等

（１）選定方法

提出いただいた書類をもとに、必要に応じて外部の専門家に意見聴取の上、県が設置する選定委員会において応募者、愛称、命名権料、地域貢献等の応募内容を総合的に審査し、評価点が最も高い者を命名権者候補者として選定します。また、応募が一者のみであった場合でも、選定委員会において審査を行うこととし、ふさわしい提案がなかった場合には、命名権者候補者を選定しないことがあります。

なお、選定委員会において意見が付された場合は、当該意見に従い提案内容を変更することを条件として、命名権候補者を選定する場合があります。

（２）審査項目・審査基準等

別紙「審査項目・審査基準等」のとおりとします。

（３）選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。

6. 契約の締結

県は選定された命名権者候補者と協議を行い、合意に至り次第、命名権者と決定し、決定した命名権者との間で契約を締結します。また、契約の締結に当たっては、決定した命名権者の名称、施設の愛称、命名権料及び契約等を公表します。なお、合意の可能性がないと県が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

7. 契約の解除等

命名権者又は命名権者候補者が、応募資格を欠くこととなった場合や社会的信用を損なう行為等により施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、命名権者として適当でないと認められるときは、県は契約の解除又は命名権候補者の取消しを行うことができますこととします。この契約解除の場合、違約金として、契約期間中の命名権料総額（一部が納付されているときはその額を控除した額）の 10%に相当する額の支払いを求めるものとします。また、この場合、納付済みの命名権料は返還しません。

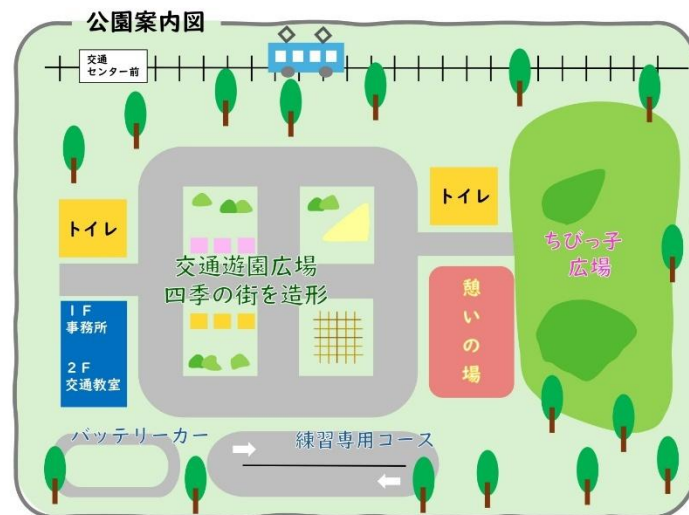
8. その他

この募集要項に記載のない事項については、和歌山県広告事業要綱（平成 18 年制定）及び和歌山県広告事業掲載基準に従って取り扱います。

別紙 〈対象施設概要〉

施設名	和歌山県立和歌山交通公園		
所在地	和歌山県和歌山市西 18-1		
施設管理者	一般財団法人和歌山県交通安全協会		
指定管理期間	令和 7 年度～令和 1 1 年度（5 年間） ※昭和 5 0 年 3 月：都市公園法による特殊公園として開園		
開園日間	12 月 29 日～1 月 3 日を除く毎日 午前 9 時から午後 5 時		
主な施設	管理棟、交通遊園広場、ちびっ子広場		
取組内容	交通安全教室 交通安全イベント 貸出事業（普通自転車・三輪車・おもしろ自転車） 自主事業（バッテリーカー、自動販売機、キッチンカー）		
年間利用者	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	95,594 人	99,015 人	103,259 人
交通安全教室開催数・参加人数	73 回・2,633 人	50 回・1,847 人	46 回・1,728 人

イメージ図



入口正面



交通遊園広場



ちびっ子広場



交通安全教室①



交通安全教室②



バッテリーカー

別紙 〈審査項目・審査基準等〉

1. 審査項目・審査基準と配点

区分	配点	審査項目	審査基準	個別点
応募者	40	経営の安定性	過去3年間を通して、安定した利益を上げているか（過去3カ年の経常利益の推移等）	10
			過去3年間を通して、安定した経営を行っているか（過去3カ年の自己資本比率等）	10
		地域貢献	地域に根差した企業活動を行い、地域の発展に寄与する活動を行っているか、今後活動する意欲があるか	10
		（県内での実績）	上記項目について、和歌山県内での活動実績があるか	5
		交通振興	交通安全運動や交通関係の振興に寄与する活動を行っているか、今後活動する意欲があるか	5
愛称	20	親しみやすさ	県民が親しみやすく、当該施設の設置条例に掲げる目的と調和するものとなっているか	10
		呼びやすさ	発音しやすく、受け手にとって聞き取りやすいものとなっているか	10
契約条件	40	命名権料	2. 評価方法による	30
		契約期間	2. 評価方法による	10
合計				100

2. 評価方法

審査基準	評価方法																		
命名権料	① 応募金額（年額）が最高である者を1位として満点の30点を付与する。 ② ①以外の応募金額の場合は、1位の金額（最高応募金額）を用いて、下記算定式（小数点以下第1位を四捨五入）により得点を算出する。 【算定式】 得点＝30点×（当該応募金額／最高応募金額） （算出例① 応募者が複数の場合） A者：応募金額 500万円 【得点】 30点 ※最高応募金額 B者：応募金額 300万円 【得点】 18点 ※得点＝30点×（300万円／500万円） ③ 応募が1者のみの場合で応募金額が県希望金額未満の場合には、最高応募金額を県希望額に置き換えて得点を算出する。 【算定式】 得点＝30点×（当該応募金額／県希望金額） （算出例② 応募者が1者のみで応募金額が県希望金額（200万円）未満の場合） C者：応募金額 100万円 【得点】 15点 ※得点＝30点×（100万円／200万円）																		
契約期間	次のとおり評価する。 5年：10点 4年：7点 3年：3点																		
経営の安定性 地域貢献 交通振興 親しみやすさ 呼びやすさ	次のとおり5段階で評価する。 <table><tr><th>評価内容</th><th>個別点 10 点</th><th>個別点 5 点</th></tr><tr><td>特に優れている</td><td>10</td><td>5</td></tr><tr><td>優れている</td><td>8</td><td>4</td></tr><tr><td>やや優れている</td><td>6</td><td>3</td></tr><tr><td>やや劣っている</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>劣っている</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	評価内容	個別点 10 点	個別点 5 点	特に優れている	10	5	優れている	8	4	やや優れている	6	3	やや劣っている	4	2	劣っている	2	1
評価内容	個別点 10 点	個別点 5 点																	
特に優れている	10	5																	
優れている	8	4																	
やや優れている	6	3																	
やや劣っている	4	2																	
劣っている	2	1																	
(県内での実績)	和歌山県内での活動実績がある場合、下記算定式により算出した得点を加点する。 【算定式】 地域貢献の得点×0.5 （算出例① 地域貢献の得点：6点 県内での活動実績：ありの場合） 【得点】 3点 ※得点＝6点×0.5 （算出例② 地域貢献の得点：8点 県内での活動実績：なしの場合） 【得点】 0点 ※得点＝8点×0 ※結果、地域貢献の得点との合計点は①が6＋3＝9点、②が8＋0＝8点となる																		

3. 留意事項

- 次に該当する場合には命名権候補者として選定しない。
- （1）応募者が1者のみで、応募金額が県の希望金額の50%未満となる場合
※審査項目「命名権料」における配点30点に対し、15点未満となる場合に相当
 - （2）合計の得点が60点未満の場合